


理 由 書

令和2年4月3日

商工課 課長 谷口 伸 

本案件は、次のとおり委託業者を指定します。

業者 住 所 三重県桑名市桑栄町1番地1

名 称 桑名商工会議所

代表者 会頭 中澤 康哉

指定する理由（検討結果）

桑名商工会議所は、令和元年度に行われたプレミアム商品券の販売・運営・管理の実績があり、今回協力いただく商品券取扱い店舗、金融機関等に対して継続的に情報発信を行っております。地域事業者との連携が重要課題である本事業を効果的に実施するためには、このような桑名商工会議所ネットワークの活用が必要不可欠であります。また、事業の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する者と契約するということが性質又は目的を達成するために妥当で、公共的団体である桑名商工会議所を本委託先として妥当であると認め、随意契約を行うものです。

根拠等

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

桑名市契約規則第27条第1項3号

桑名市随意契約ガイドライン第4条1項6号 に該当

○地方自治法施行令

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

○地方自治法施行令

（随意契約）

第百六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約に
よることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(3) その他**特別の事情があるとき**。

○桑名市契約規則

(見積書の徴収)

第27条 市長は、随意契約にしようとするときは、契約の内容その他見積りに
必要な事項を示して特別な場合を除き、2人以上の者から見積書を徴するもの
とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

○桑名市随意契約ガイドライン

第4条 令第2号の規定による随意契約にしようとするときは、次の各号のい
ずれかに該当するものとする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、**特別の事情があるとき**。